

# バリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行った、既存住宅のバリアフリー改修工事で、次の要件に該当する場合は、申告によりその住宅の翌年度分の固定資産税額が3分の1減額されます。(ただし、100㎡を限度とします。)



## 対象となる家屋は

次のいずれかの方が居住する既存住宅（賃貸住宅は除く。）

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③障害者

## 対象となる改修工事は

次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事で、補助金などを除いた自己負担額が30万円以上のもの

- ①廊下・出入口の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室または便所の改良
- ④手すりの取り付け
- ⑤床の段差の解消
- ⑥出入口の戸の改良
- ⑦床の滑り止めの改良 など

## 減額を受けるための手続きは

改修工事の完了後3か月以内に、次の書類を添付して税務課または最寄りの支所へ申請してください。

- ①納税義務者の住民票の写し
- ②改修工事に係る工事明細書および改修工事部分の写真
- ③改修工事に要した費用を証する書類（領収書の写しなど）
- ④対象者に該当することが判明する書類  
65歳以上の方…住民票の写し  
要介護認定、要支援認定を受けている方…被保険者証の写し  
障害者…障害者手帳などの写し
- ⑤庄原市などから居宅介護（介護予防）住宅改修費の給付金などを受けられた場合は、その決定通知の写し

中国労働金庫三次支店  
三次市十日市南一丁目5番30号  
☎(0824)634221

・労働金庫での新規口座振替依頼は、三次支店での取り扱いとなりますので、三次支店で所定の手続きをお願いします。

中国労働金庫三次支店  
三次市十日市南一丁目5番30号  
☎(0824)634221

1、納付書などでの窓口納付  
庄原支店の窓口納付業務を、三次支店が継承しますので、三次支店で窓口納付ができます。

2、口座振替による納付  
・庄原支店での口座振替業務を、三次支店が継承しますので、今までどおり口座振替が継続できます。（三次支店への変更手続きなどは不要です。）

これに伴い、8月17日以降の市税などの納付は、次のとおり三次支店の取り扱いとなります。ご不明な点は、税務課および各担当課へお問い合わせください。

中国労働金庫  
庄原支店が  
廃止

市税などの  
納付場所が  
変更

税務課収納係  
☎0824-73-1145